

コテージむら宅地付き農地取得までの手続きについて

公益社団法人岩手県農業公社

本物件の取得は、以下の手続きによります。十分にご理解のうえお申し込みください。
ご不明な点は、担当までお問合せください。

申込書受領(申し込み前に必ず現地を見ていただきます。)

↓

申込書審査(営農の確実性等について書面(必要に応じ面接により)審査します。)

↓

※ 受理できない場合とは、転用目的が明らかな場合及び営農の意欲がまったく無い場合などです。

受理

↓

契約締結(同時に手付金 10%をいただきます。契約書には、収入印紙及び押印が必要です。)

↓

農地の売買について雫石町農業委員会へ相談(農地を取得又は貸借する場合の3要件をクリアする必要あり。)

↓

① 10aの農地を所有若しくは新たに取得し営農する。(他の市町村を含めた面積)

↓

② 農業に年間 150 日以上従事する。

↓

③ 経営する農地全部を活用している。

↓

雫石町農業委員会へ農地法第3条の許可申請(毎月 10 日×)

↓

※ 申請手続必要書類事例(新規就農者の場合):③から⑤は申請日 3ヶ月以内のもの

↓

①許可申請書 3 通、②営農計画書 1 通、③土地の全部事項証明書 1 通、

↓

④土地の公図 1 通、⑤住民票謄本 1 通、⑥土地売買契約書(写し)1 通、

↓

⑦新規就農者移住スケジュール

↓

※ 申請手続必要書類事例(既に 1000m² 以上耕作している場合)

↓

上記②営農計画書 1 通が不要で、代わりに耕作証明書 1 通が必要です。

↓

農業委員会の総会で審議(毎月 20 日前後)

↓

農地法第3条の許可(農業公社と購入予定者に対して許可証が交付) ⇒ 売買契約に法的効力が発生

↓

売買代金のお支払(農地は3条許可証交付後三ヶ月以内に販売代金残額をお支払いいただきます。)

↓

所有権移転登記

↓

※ 宅地も農地も初回は農業公社で行います。

↓

農地法 3 条許可証に条件が付された場合は、条件が満たされた時点で登記を行います。

↓

なお、農業公社で手続きを行って以降、登記内容を変更する必要がある場合は、土地購入者自ら
に変更手続きをお願いします。、

↓

雫石町への定住(建築確認申請等の定住にかかる手続きの確認をします。)

↓

営農資金支援(最大販売価格の 10%)

↓

※ 令和6年3月31日までに契約の方に限ります。

↓

完了

【担当:総務部 019-651-2181(代表)】